

●香川県監査委員公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成20年10月7日 高松市多肥上町1882-30 渡辺智子氏から提出のあった住民監査請求について、香川県知事あて勧告を行ったところ、香川県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年12月26日

香川県監査委員 平 木 享

同 水 本 勝 規

同 鍋 嶋 明 人

同 野 田 峻 司

20み保第41327号

平成20年12月19日

香川県監査委員 殿

香川県知事 真鍋 武紀

住民監査請求に基づく監査結果に対する措置状況について

平成20年12月3日付け20監査第100号で通知のあった住民監査請求監査結果による勧告については、下記のとおり処理しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、通知します。

記

勧告内容	左に対する措置
請求人の請求内容のうち「不当に公金の徴収を怠る事実」の部分については、地方自治法第242条第1項の規定に該当することから、県に対して、平成14年度から同18年度までに係る園地維持管理業務の委託契約に関する坂出市観光協会の契約不履行事実について、調査のうえ返還請求権の額を確定し、同協会に対して請求すべきことを勧告するものである。	平成14年度から同18年度までに係る国立公園園地維持管理業務の委託契約に関する坂出市観光協会の契約不履行分について4,383,240円、損害金（平成20年12月12日現在の利息）911,364円、合計5,294,604円と確定し、同協会に対し、平成20年11月28日に請求したところであり、平成20年12月12日に納付されたことを確認した。